

J R 東海労幹関西地「発」第8号  
2022年4月13日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 笹田 伸治

### 「業務体制の見直し」に関する申し入れ

4月1日から「業務体制の見直し」が実施されている。

「業務体制の見直し」は、「係長業務を業務管理・社員管理を主体とした体制」「班長業務を作業指導・安全指導を主体とした体制」「鳥飼事業所と新大阪第一事業所間で人的交流の促進」を目的にしている。

具体的には、職名の変更や班長代行の廃止、また班長（班長代行）が行っていた業務を一般作業者が担当するなど大きな変更が発生している。

しかし、サービック本社・各事業所は、「業務体制の見直し」について社員が理解し協力出来るような対応を行っていない。そのため社員はやる気が起きないばかりか、不安や不満を抱くような状況になっている。

よって、下記のとおり申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をされたい。

### 記

1. 社員に理解と協力を得るために、本社として「業務体制の見直し」に関する説明会を開催すること。また、説明会を開催する前に、社員から無記名による要望や質問などを受け付け、説明会において本社として回答すること。
2. 「業務体制の見直し」「ダイヤ改正変更」に伴う就業規則・給与規程の変更（変更箇所、変更予定日など）について明らかにすること。
3. 職名変更に伴う社員への周知は、何時、どのような形式で行ったのか明らかにすること。
4. 鳥飼事業所と第一事業所の「業務体制の見直し」による、係長、係長代理、班長、一般の1組当たりの出面増減を明らかにすること。また、第一事業所の班長代行を担当していた人数を明らかにすること。
5. 4月1日以降に変更前の班長業務を担当したときは、変更前の班長代行としての代行等手当（日額800円）を支給すること。また、代行等手当が支給されない出向社員に変更前の班長業務を担当させないこと。
6. 助勤制度は廃止して各事業所において適切な要員を確保すること。

以上